



地域情報プラットフォームの課題

戸田市

総務部次長兼情報政策統計課長

総務省地域情報化アドバイザー

大山 水帆

課題1 準拠マーク

1

<<準拠登録製品マーク>>



<<準拠登録・相互接続確認製品マーク>>



APPLIC が示す手続きに則り、申請により登録された製品に対してAPPLIC が発行
地域情報プラットフォーム標準仕様書に準拠することができる製品



パッケージ標準で準拠した製品がない

- ・連携インターフェースはベンダー独自
同じパッケージ内でも2つのインターフェース (APPLIC準拠ではない)
(統合連携＝他ベンダー連携用、標準連携＝同ベンダー連携用 非公開)
- ・標準でSOAP通信できない



連携にはカスタマイズが必要

ただし、少なくとも標準的な情報連携を考慮した製品であることの見直しとなる

地域情報プラットフォームは、
連携に必要な最低限のルールを定めたもの



必要な要件や項目を適宜追加する必要がある。

※そのまま実装できるという誤解がある

たとえば、住民基本台帳情報では、

- ・異動届出日、通称名優先フラグ、DV支援措置などを追加したい場合がある
- ・逆に適切なアクセス制御を行うため、個人番号を連携したくない場合など



カスタマイズが必要（独自領域活用）



ベンダー独自の仕様がブラックボックス化し、ベンダーロックインに

情報連携では、システム全体で一意となるプライマリキーが必須
住民基本台帳と住登外宛名を統合する統合宛名ユニットが必要



統合宛名ユニットはないためベンダー独自の宛名管理

- ・統合宛名によるベンダーロックイン
- ・団体内統合宛名による新たなベンダーロックイン

情報連携では、システム全体で文字コードの統一が必須



文字コードの規定はないためベンダー独自の文字管理

- ・ベンダー独自の文字管理によるベンダーロックイン

番号法により、データ標準レイアウトによる情報連携は義務



- ・複数の連携インターフェースを管理しなければならない
- ・データ標準レイアウトの項目と合致していない

たとえば、個人住民税情報では、

- ・所得割額、住宅借入金等特別税額控除額、寄付金住民税控除額で税源移譲前がない
- ・同一生計配偶者がない



データ標準レイアウトを基本とすべき

- ・データ標準レイアウトにない項目は項目追加
- ・コード値はデータ標準レイアウトと同じにする
- ・運用ルール(更新タイミングなど)も同じにする
- ・標準仕様のリリースのタイミングも同じか早くする

すでに戸田市の共通基盤システムでは、データ標準レイアウトを基本